



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
更正の請求と認知裁判の確定日

相続税法上、民法787条の規定による認知の訴えが提起され裁判の確定があつたことにより、相続人に異動が生じ相続税額が過大となつた場合は、その事由が生じたことを知つた日の翌日から4か月以内に限り、通則法23条1項の規定による更正の請求をするができます（相法32）。今回は、その事由が生じたことを知つた日が、民法787条に基づく死後認知請求における認知判決の確定日か、民法910条に基づく価額支払請求における支払判決の確定日かを巡り、更正の請求の可否が争わられた事例を紹介します。（平成13年5月25日東京地裁・Z888-0522・納税者勝訴・被告控訴）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

相続人A、B、Cの3兄弟は、昭和63年9月18日相続開始に係る父の遺産について、遺産分割を行つて相続税の申告書を提出しました。その後、原告Xにより死後認知請求の訴えが提起され、平成元年12月25日に認知判決があり、平成2年1月9日にその判決は確定しました。続いて、原告Xは、3兄弟に対して民法910条に基づき遺産分割に代わる価額の支払を求める訴えを提起し、その価額支払を命ずる判決が、平成8年11月26日にあり、5000万円の価額の支払を受けました。

支払判決に伴い、3兄弟は、平成9年3月21日、相法32条2号により更正の請求を行い、被告税務署長は、減額更正を行い、平成10年1月27日、原告Xに相法35条3項の決定処分を行いました。

これに対して、原告Xは、相続税法32条2号の規定により、認知判決の確定を知つた日の翌日から4か月以内に更正の請求をしなければならないから、3兄弟の更正の請求は、更正の請求期限を徒過した不適法な請求であるので、これに伴う決定処分も違法であるとして本訴に及びました。

裁判所では、次のとおり、被告税務署長の決定処分は違法であるとの判断を示しました。

- ① 民法787条による認知の訴えの判決の確定した場合、それ以前に他の共同相続人間で遺産分割がされていたときには、その時点で認知の判決確定によって新たに相続人となった者には、他の共同相続人に対して、その具体的相続分に相当する価額支払請求権が生じ、他の共同相続人には、これに対応した支払義務が期限の定めのない債務として生じることになる（民法910）。
- ② 法解釈は、本来一義的に解するべきであり、価額支払請求権の内容は、時点さえ特定すれば一義的に特定し得るものであるから、被認知者はその当日における請求権の内容を確定させて具体的金額を請求することが可能であり、他の共同相続人は、認知裁判の確定した日においても支払義務の内容を算出しその金額を提供することができる。
- ③ 価額支払請求権の内容は、請求時点の時価を基準とするため変動するものであるが、それは相続財産の価額の変動に伴うものにすぎず、その算出の基礎となるべき被認知者が取得する財産の相続財産全体に対する割合は一定不变なものであるから、相法17条の割合も不变であり、相続税額もまた変化するがなく認知の裁判が確定した時点で確定している。
- ④ 認知裁判の確定によって新たな相続人が生じた場合、それ以前に他の共同相続人間で遺産分割がなされている相法32条2号による更正の請求は、文言どおり同裁判の確定を知つた日の翌日から4か月以内に限つてすることができ、この期限以後はすることができないと解するのが相当である。
- ⑤ 価額支払請求の内容に争いがあり、その判決において、当初の申告等における計算の基礎となつた事実が異なることとなつた場合は、被認知者及びその他の共同相続人は、判決等の確定の日の翌日から起算して2か月以内に、通則法23条2項1号に基づき、更正の請求ができる。
- ⑥ 更正の請求は、3兄弟が認知判決確定の事実を知ってから4か月以内に行われたものではなく、これを大幅に徒過した後に行われた不適法なものであるから、これに応じてなされた更正処分には重大かつ明白な瑕疵があり、被告がした決定は、その前提を欠くものと解するのが相当である。

..... (税法データベース編集室 依田孝子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判29枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記あてご一報ください。